

議案第 6 9 号

狭山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
狭山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成 2 3 年条例第 1 2 号）の一部
を次のように改正する。

附則第 1 項中「平成 2 4 年 4 月 1 日」を「規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

東日本大震災の影響による狭山市駅西口第 2 自転車駐車場の工事の遅延に伴い、所
要の改正をしたいので、この案を提出するものである。